

平成 29 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 3 月 14 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 3 月 14 日 午前 10 時 21 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

1. 付託案件

議案第 16 号 可児市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 可児市職員団体の登録に関する条例の制定について

議案第 20 号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 可児市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 29 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

議案第 30 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第 31 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

請願第 1 号 共謀罪（テロ準備罪）創設に反対する請願

2. 報告事項

(1) 公共施設等マネジメント基本計画（案）及び第 1 期アクションプラン（案）のパブリックコメント結果報告

(2) 平成 29 年度地方税制改正（案）について

(3) 岐阜県知事選挙の年代別投票率について

(4) 公共施設の利用制限等の見直しについて

(5) かに暮らし発信サイト（可児市定住・移住ウェブサイト）・パンフレットの作成について

3. 協議事項

(1) 選挙における選挙運動の公費負担について

(2) 常任委員会での課題抽出について

(3) 行政視察について

5. 出席委員 （8名）

委員 長 伊 藤 壽
委員 林 則 夫
委員 中 村 悟
委員 澤 野 伸

副委員 長 野 呂 和 久
委員 可 児 慶 志
委員 酒 井 正 司
委員 大 平 伸 二

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長 前 田 伸 寿
議会事務局長 吉 田 隆 司
総合政策課長 瀨 瀨 新 吾
総務課長 杉 山 修
公有財産経営室長 渡 辺 聡
収納課長 鈴 木 広 行
農業委員会
事務局課長 堀 部 建 樹

企画部長 佐 藤 誠
総務部長 平 田 稔
税務課長 宮 崎 卓 也
財政課長 酒 向 博 英
議会総務課長 松 倉 良 典
広報課長 尾 関 邦 彦
監査委員事務局長 玉 野 貴 裕

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局
書記 服 部 賢 介

議会事務局
書記 村 田 陽 子

○委員長（伊藤 壽君） これより総務企画委員会を開会いたします。

本日は傍聴される方がお見えですので、よろしくお願ひいたします。

初めに、議案第 16 号 可児市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、執行部の方に申し上げますが、答弁する際には手を挙げて委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、資料番号 1 番の議案書 9 ページをお願いいたします。

あわせて資料番号 5 番、議案説明書の 1 ページもごらんください。

議案第 16 号 可児市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、新たに公平委員会が共同設置されることになったこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、可児市情報公開条例を初め 3 つの条例を改正するものでございます。

詳しい説明を総務課長からいたしますので、よろしくお願ひします。

○総務課長（杉山 修君） それでは御説明します。

提出議案説明書の 1 ページをごらんください。

この条例の改正趣旨は 2 つございまして、①、1 つ目は、新たに共同設置される公平委員会を可児市情報公開条例等の実施機関の定義に加えるもの、もう一つは②ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、市が条例で定める独自利用事務について情報提供ネットワークによる情報連携ができることが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に位置づけられたことによりまして、個人情報保護条例の情報提供等記録の定義の整備を行うものです。

改正内容につきましては、議案書の 9 ページをごらんください。

この改正条例は全部で 3 条ございます。

まず第 1 条ですが、これは可児市情報公開条例の一部改正でございまして、可児市情報公開条例が適用される実施機関に新たに公平委員会を加えます。

次の第 2 条は、可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正で、同条例におきまして当該審査会の所掌事務に公平委員会の諮問に応じることを加えます。

続きまして、10 ページをごらんください。

第 3 条になります。

こちらは、可児市個人情報保護条例の改正になりますが、その中の第 2 条第 3 号におきまして、情報提供等記録の定義の中に、市が条例で定める独自利用事務について、情報提供ネットワークによる情報連携をした特定個人情報を加えます。

ちょっとわかりにくいので、なるべく平たく申し上げますと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 23 条というのがここに記載してございま

すけど、ここで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による法定事務の情報連携による情報提供の記録について否定しているわけですが、平成 29 年 7 月から、御承知のように市町村におけるマイナンバーによる情報連携が開始されますので、それにあわせて、新たに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に第 26 条として、市の独自利用事務についても法定事務と同様に情報連携する旨の規定が加えられます。このため、この括弧書きを加えませんか、法定事務だけ情報連携の記録をして、市の独自利用事務については情報連携した特定個人情報記録しないということになってしまいますので、そうならないように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による法定事務と同様に、市の条例による独自利用事務についても情報連携をした特定個人情報の記録を保存するために改正するということになります。

また、その下の同条第 4 号におきまして、可児市個人情報保護条例が適用される実施機関に公平委員会を加えます。

一番下に附則がございますが、施行日は平成 29 年 4 月 1 日としまして、情報提供等記録の定義の改正は、その原因となりました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正の施行日である平成 29 年 5 月 30 日といたします。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第 16 号に対する質疑を行います。

○委員（中村 悟君） ちょっと勉強不足で教えてください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で決められた法定事務はいいんですが、今言われた連携を組むという市独自の事務というのは、簡単にわかりやすいやつを 1 つ、2 つ教えてください。

○総務課長（杉山 修君） 例えば、生活保護の事務におきまして、日本人の生活保護というのは法定事務になっておりますが、実は外国籍市民の方の生活保護というのは法定事務になっておりませんので、これはほぼ日本全国、独自利用事務にしてみえると思いますが、可児市におきましても独自利用事務として、日本人と同様に、この情報連携をして市民サービスの向上を図る、プラス、市の行政の効率化を図るということをやっておるということでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 16 号 可児市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを採

決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 16 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号 可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしく願いいたします。

資料番号 1 の議案書 11 ページをお開きください。

あわせて資料番号 6、議案説明書 2 ページもお願いいたします。

それでは、議案第 17 号 可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

今回の改正の趣旨につきましては、公平委員会を設置している可茂広域行政事務組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散し、関係団体で新たに公平委員会を共同設置することに伴い、公平委員会の報告、市長による当該報告に関する公表について規定する必要があるため改正をするものでございます。

では、改正内容でございます。

11 ページでございますが、4 条、5 条を追加ということで、第 4 条では、毎年 7 月末までに市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

第 5 条では、報告しなければならない事項として、勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求の状況を規定しております。

また、改正前の第 4 条の公表につきまして、これを 2 条に分けて、第 6 条において、公表の時期を 9 月末までに公表しなければならないと。

12 ページに移っていただいて、第 7 条において、公表の方法として、公告式条例による方法、インターネットによる方法、その他市長が必要と認める方法であることを規定しております。

施行日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第 17 号に対する質疑を行います。

質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

私のほうからよろしいでしょうか。

12 ページの第 7 条、その他市長が必要と認める方法とありますが、これはどんな場合が

ありますか、お聞きいたします。

○市長公室長（前田伸寿君） 第7条の公表の方法でございます。第1号につきましては、可児市公告式条例ということで、市役所に掲示所がありますので、それに掲示すると。インターネットを利用して閲覧に供する方法としましては、ホームページに記載をすると。3つ目のその他市長が必要と認める方法ということにつきましては、例年広報で公表しておるところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

委員の方で発言はございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第17号 可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第17号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、よろしくお願いたします。

資料番号1、議案書13ページをお願いいたします。

あわせて資料番号6、議案説明書2ページもお願いいたします。

それでは、議案第18号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、1つ目に地方公務員の育児休業等に関する法律が、働きながら育児しやすい環境の整備を推進するために改正されたことに伴う改正によるもの、2つ目に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が、働きながら育児または介護がしやすい環境の整備を推進するために改正されたことに伴いまして改正するものでございます。

それでは、改正の内容でございます。

議案書 13 ページをお願いいたします。

まず最初に、改正後第 2 条の 2 でございます。

育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定めるものに養子縁組里親を加え、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するという改正でございます。

では、14 ページをお願いいたします。

改正後の第 3 条の第 1 号においては文言の整理、それから、例えば第 2 子の産前休業や出産等によって第 1 子の育児休業が取り消された場合、再び第 1 子の育児休業をとることができる事情として、例えば第 2 子が、アとして死亡した場合、他人との養子縁組によって別居することになった場合などを規定しております。

次にその下、第 3 条の 2 号でございます。

こちらについては新たに追加するということで、内容につきましては、例えば第 2 子の育児休業の承認によって第 1 子の育児休業が取り消された場合、再び第 1 子の育児休業をとることができる事情として、第 2 子が、アとして、死亡した場合等他人との養子縁組によって職員と養子縁組することがなくなった場合。イとして、第 2 子が実子でない場合で家庭裁判所で第 2 子との特別養子縁組が認められなかった場合と、県が第 2 子と養子縁組の成立しない職員に対して里親としての委託を解除した場合について規定をしております。

では次、15 ページをお願いいたします。

第 11 条の第 1 号です。

こちらにつきましても文言の整理、それから内容につきましては、例えば第 2 子の産前休業や出産によって第 1 子の育児短時間勤務が取り消された場合、1 年間を経過しないうちに再び第 1 子の育児短時間勤務をとることができる事情として、第 2 子が死亡した場合と、2 つ目として他人との養子縁組によって別居する場合について規定をしております。

それから第 2 号、こちらについても新たに追加ということで、例えば第 2 子の育児短時間勤務の承認によって第 1 子の育児短時間勤務が取り消された場合、1 年間を経過しないうちに再び第 1 子の育児短時間勤務をとることができる事情として、第 2 子が死亡した場合、それから他人との養子縁組によって職員と養子縁組することがなくなった場合、第 2 子が実子でない場合で家庭裁判所で第 2 子と特別養子縁組が認められなかった場合と、県が第 2 子と養子縁組の成立しない職員に対して里親としての委託を解除した場合を規定しております。

16 ページをお願いいたします。

19 条でございます。

部分休業について規定をしておりますが、部分休業といいますのは、小学校就学の時期に達するまでの子を養育するため、2 時間を超えない範囲で勤務をしないことでございます。ここでは部分休業、育児時間、介護時間を同じ日にとる場合を規定しております。例えば介護時間を 1 時間とっている職員が部分休業をとろうとした場合については、部分休業を 1 時間とることができるということを規定しているものでございます。つまり、2 時間の範囲内で部分休業と介護休業をとるということの規定をしているものでございます。

この条例につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するというところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第 18 号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論ございませんので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第 18 号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 18 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号 可児市職員団体の登録に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それではよろしくお願いいたします。

資料番号 1、議案書 17 ページをお願いいたします。

あわせて資料番号 6、議案説明書 3 ページもお願いいたします。

それでは、議案第 19 号 可児市職員団体の登録に関する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の制定の趣旨につきましては、公平委員会を設置している可茂広域行政事務組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、地方公務員法に基づき職員団体の登録について必要な事項を定めるものでございます。

制定内容でございます。

17 ページでございますが、第 1 条におきまして条例の目的を規定しておると。

第 2 条につきましては、登録の申請について、第 3 条については、登録の通知と登録の申請手続を、第 4 条では、登録を受けた職員団体による規約等の変更または解散の届け出に係る手続について規定しております。

次、18 ページでございます。

第5条におきまして、職員団体の登録の効力の停止及び登録の取り消しについて規定をしております。

施行日は平成29年4月1日でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） これより議案第19号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、私のほうからちょっと質問させていただきます。

第2条1号、括弧の中に職員でない者にあつてはとありますが、職員でない者というのは、どういう方が想定されますか。

○市長公室長（前田伸寿君） 基本的に団体につきましては、現在想定されますのは、職員組合等でございますが、この団体の構成員につきましては、全てが職員で構成するということは、必ずしも規定はされておられませんので、職員以外の者であっても団体を構成するメンバーにはなり得るといところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） はい、ありがとうございます。

済みません、引き続きちょっと質問させていただきます。

第2条の第2号と第3号につきまして、もう少し御説明をいただければと思いますが、お願いします。

○市長公室長（前田伸寿君） 第2号、全ての事務所の所在地ということと、それから第3号の連合体である職員団体であつては、構成団体の名称とありますが、可茂管内は現在、構成市町村においては職員団体ございませんので、現時点で公平委員会を設置してすぐ登録されるということは想定はしておませんが、これが各市町にもし職員団体があつた場合について、これを一本でいくのか、連合になるのかというのは、それぞれの職員団体の意向になりますので、単体で登録する場合と連合として登録する場合があろうかと思ひます。

そういった場合について、それぞれの組合の事務所が管内の、どこに設置されるかはわかりませんが、いろんな場所に設置される場合について、そういった場合の全ての事務所を登録しなさいということと、それからもし連合がされる場合については、連合するそれぞれの職員団体について、構成団体として登録をしなさいという内容でございます。

○委員長（伊藤 壽君） はい、ありがとうございます。

委員の方で質疑はございますか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第 19 号 可児市職員団体の登録に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 19 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 20 号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（前田伸寿君） それではよろしくお願ひいたします。

資料番号 1、19 ページをお願ひいたします。

あわせて資料番号 6、議案説明書 3 ページもお願ひします。

それでは、議案第 20 号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、1 つ目に、共同設置する公平委員会の事務局を本市に置くことに伴い改正することと、2 つ目に、農業委員会等に関する法律が農地等の利用の最適化を推進するために改正され、農地利用最適化推進委員を新設することに伴い改正するものでございます。

改正の内容でございます。

議案書の 19 ページをお願ひいたします。

別表第 1 に公平委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を新たに規定するというものでございます。

公平委員会の委員長が月額 1 万円、委員が月額 8,000 円、農地利用最適化推進委員が月額 2 万 5,000 円を規定するものでございます。

施行日につきましては平成 29 年 4 月 1 日でございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第 20 号に対する質疑を行います。

質疑のある方、お願ひいたします。

○委員（酒井正司君） 公平委員会が月額、農業委員会が月額ということですが、これの根拠と、それからこの 1 万円、それから 2 万 5,000 円という報酬に対しての推測できる業務量と、いいですか、その辺のことをお聞かせください。

○市長公室長（前田伸寿君） それでは、私のほうからは、公平委員会についてお答えさせて

いただきまして、農業委員につきましては、農業委員会事務局課長から回答させていただきます。

公平委員会につきましては、現段階では、可茂広域行政事務組合という形で設置をされております。現段階で委員の報酬、日額ということで、委員長が1万円、それから委員が8,000円ということで規定をされております。今回、4月以降、可児市において可茂広域で共同設置することにつきまして、従前の日額報酬を前例として踏襲しているというところでございます。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 私のほうからは、農業委員会の農地利用最適化推進委員の報酬について申し上げます。

現在は、農業委員会の中には農業委員がいます、その一般の会長、職務代理以外の農業委員の報酬が2万5,000円ということになっております。それで、新しく農地利用最適化推進委員が設置されるんですけども、結局、両方で両輪になって活動をしていただくということで、業務内容は似たようなものになります。同じようなことを両方でやっていただくということになりますので、農業委員の報酬にあわせて農地利用最適化推進委員の報酬も2万5,000円ということで今回上程させていただいております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 農地の規制緩和を目指しているわけですが、B地区の増大に伴って仕事量とかそういうつながりはありまじょうか、農業委員会のほうで。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 規制緩和といいますよりも、どちらかというところ、この農地利用最適化推進委員の設置目的としましては、この文字のとおり、農地の利用の最適化を進めるということございまして、具体的には、農地であるにもかかわらず、耕作されずに遊休農地となっている、そういう農地の減少を進める。それから、もう一つは、農地の集積化でございまして、細かい農地を多くの農業者がやることによって、非常に効率がよろしくないものですから、なるべく農地は集積をして、法人であるとか、大規模でやっていらっしゃる農業者の方に貸し付けることによって集約をする、この2点を主に進めるということが今回の農地利用最適化推進委員の設置の目的でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第20号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 20 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 21 号 可児市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書 21 ページをお願いいたします。

議案説明書は 3 ページの一番下になります。

議案第 21 号 可児市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、平成 28 年 6 月議会で議決をいただきました可児市税条例の一部を改正する条例を改正するものでございます。

詳しくは税務課長から御説明いたします。

○税務課長（宮崎卓也君） それでは、税務課のほうから説明させていただきます。

提出議案説明書の 3 ページをごらんください。

改正趣旨といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございまして、消費税増税時期の延期にあわせまして市民税法人税割の税率引き下げの時期を延期するというものでございます。

改正内容でございますが、資料番号 1 の議案書のほう、こちらの 21 ページをごらんください。

附則第 1 条第 2 号の改正でございます。

こちらのほうは、可児市税条例第 20 条の 2 に規定しております法人税割税率の引き下げの施行期日を定めたものでございますが、今回の改正によりまして、その施行期日を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に延期するというものでございます。

次の附則第 3 条第 3 項の改正につきましては、施行期日の延期に伴いまして税率引き下げの適用関係につきましても、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人市民税について適用するものと規定するものでございます。

22 ページでございます。

末尾の附則でございますが、この改正条例は公布の日から施行するというものでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第 21 号に対する質疑を行います。

質疑のある委員の方、お願いいたします。

○委員（酒井正司君） 改正そのものではないんですが、改正することによって、どれぐらい

金額の影響が出ましようか。

○**税務課長（宮崎卓也君）** この改正につきましては、そもそも改正しようとしていたものが延期になったものですから、ちょっと金額算定そのものは出しておりません。大変申しわけないんですけど、今の段階では、ということでございますが、よろしいでしょうか。

○**委員長（伊藤 壽君）** ほかに質疑のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 21 号 可児市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 21 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 29 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議についてから議案第 31 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についての 3 議案を一括議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○**企画部長（佐藤 誠君）** それでは資料番号 1、議案書の 42 ページ、あわせて資料番号 6 の 6 ページをお願いいたします。

議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号につきましては、可茂広域行政事務組合の解散に伴う協議について、議会の議決を求めるものでございます。

詳しくにつきましては総合政策課長が御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○**総合政策課長（瀬瀬新吾君）** それでは議案書の 42 ページをお願いいたします。

議案第 29 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議についてでございます。

可茂広域行政事務組合につきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散することについて、議会の議決を求めるものでございます。

可茂広域行政事務組合につきましては、これまで幾つかの事務の共同処理などを行ってまいりましたけれども、現在は主に組合議会と公平委員会の事務を行っております。公平委員会につきましては、平成 28 年 12 月に共同設置をすることについて議決をいただいたところでございますので、この広域の行政事務組合はその役割を終えたということで、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散するというものでございます。

議案第 30 号、43 ページをお願いいたします。

可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございます。

まず、議案書を見ていただきますと、可茂ふるさと基金につきましては、4,808 万円について、この全額を県の要綱に基づいて出資した岐阜県に返還する。2つ目の財政調整基金につきましては、市町村の出資の割合、分担金の算出割合に応じて市町村に返還をするということで、可児市については記載の 122 万 9,278 円を返還するというものでございます。

続きまして、44 ページ、議案第 31 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議でございます。

解散する可茂広域行政事務組合の事務を承継することについての議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 1、公用文書につきましては、公平委員会について可茂広域公平委員会が承継をしまして、それ以外は美濃加茂市が承継いたします。歳計現金につきましては、分担金の算出割合に応じて関係市町村が承継をするということでございます。可児市については、約 59 万円の見込みでございます。3つ目の公平委員会につきましては、可茂広域公平委員会が承継をいたします。4つ目、可茂広域行政事務組合の決算につきましては、美濃加茂市が調製をし、その結果を関係の市町村、一部事務組合において審査認定を行うというものでございます。

5のその他につきましては、平成 29 年 3 月 31 日現在、可茂広域行政事務組合が保有する現金債務等、これは未収金とか未払い金になりますが、それらについては美濃加茂市が承継をするということです。(2)としましては、債務の履行、未払い金についても美濃加茂市が行う。(3)については、清算に関する収支報告書を美濃加茂市が調製し、(4)としてそれぞれの内容を関係市町村、一部事務組合に送付するといった規定でございます。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

○委員（大平伸二君） 解散に伴うことによって、金融機関の影響等々はスムーズに移行されるんですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 解散に伴う処理は、決算も含めて美濃加茂市等で行ってまいりますので、影響は特にございませぬ。

○委員（澤野 伸君） 分担金の各市町への帰属先への返還なんですけれども、完了時期というのは、おおむねどの程度というふうにお考えでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） この時期につきましては、確認をしてから後ほど報告をさせていただきます。

○委員（澤野 伸君） 可茂広域行政事務組合のこれまでの議事録の保管の扱いが多分、美濃加茂市のほうで事務を扱うと思うんですけれども、いわゆる議事録の保管期間というのはどういった形になるのでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 具体的な保存期間は承知をしておりますが、可茂広域行政事務組合の定めに従って美濃加茂市がその期間、保管をすることになると思います。以上です。

○委員（澤野 伸君） その定めというのが、いわゆる行政法上の定めということになりますか。それとも、その事務組合の中での決めというのが実際あるものなんでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 可茂広域行政事務組合の文書管理規定によるものと思いますので、それによって保管をされるということになります。

○委員（可児慶志君） ふるさと基金の使途目的と、それからどのような活動をしてきたかということ、そして、解散によって返還されちゃうわけですが、やってきた事業の継承はどのようになっていくのか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） ふるさと市町村圏の基金ということで、その地域の振興等を目的に基金は造成をされたものでございます。その大部分は、消防のデジタル化のほうに使われておりまして、今後は基金としてはなくなりますので、また今後必要が生じれば、そういった基金の設置等が協議されることはあると思いますが、現時点では具体的な予定はございません。以上です。

○委員（酒井正司君） 機関誌といいますか冊子が、日本公園村というのが出ていたと思うんですが、それは廃止になるはずなんですが、それを保管するようなことというのは継承されるんでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） これは恐らく日本公園村という、中濃拠点都市地域の広報紙であったかと思いますが、それは直接的には可茂広域とは関係がございません。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、ございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言ありませんようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論ございませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 29 号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議についてから議案第 31 号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についてを一括採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 29 号から議案第 31 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第1号 共謀罪（テロ準備罪）創設に反対する請願についてを議題といたします。

初めに、事務局に請願の朗読をさせます。

○議会事務局書記（村田陽子君） それでは朗読させていただきます。

可児市市議会議長 澤野伸殿、2017年2月13日。

新日本婦人の会可児支部支部長 小林宏子。紹介議員、伊藤健二、冨田牧子。

共謀罪（テロ準備罪）創設に反対する請願。

請願趣旨。安倍政権は、2020年の東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に、「共謀罪」を創設しようとしています。

「共謀罪」は、犯罪を実行していなくても、犯罪を行うことを相談・計画（共謀）すれば、それ自体を罪とするという危険なものです。犯罪が起こる前から捜査をすれば、思想・良心・言論の自由など基本的人権を侵すこととなります。そのため、過去3回にわたり国会に提出されながら、そのたびに国民の大きな反対によって廃案となりました。

政府は、「共謀罪」の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」に変え、あたかもテロ対策のように装い、「国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪が必要」といいます。しかし、この条約は、国際的なマフィアなどを取り締まるための条約です。テロ防止に関する条約は国際的に13本制定されており、日本はその全てを締結し、国内法も整備しています。

しかも「共謀罪」が適用される犯罪は「テロ」とは関係のない公職選挙法や道路交通法を含め、広く市民生活にかかわる犯罪も対象になっています。対象犯罪を限定しようとしても、市民の表現、思想、内心を監視し、介入し、処罰しようとする本質は変わりません。「組織的犯罪集団」の定義も曖昧で、市民団体や労働組合も対象にされかねません。

安倍政権は秘密保護法や戦争法、盗聴の拡大や司法取引の導入などを強行してきました。

そこに「共謀罪」を加えることは、国民の運動を押さえ、物言えぬ監視・密告社会をつくり、日本を「戦争する国」へと進めるものです。

私たちは、こうした重大な問題を持つ「共謀罪」の創設に反対し、地方自治法99条の規定に基づき、以下のとおり、国、関係機関に意見書を提出されることを請願します。

請願項目1. 共謀罪（テロ準備罪）を創設しないこと。

以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、可児市議会基本条例第12条に規定する自由討議を求める方は見えますか。

〔発言する者あり〕

それでは、自由討議を行うことでよろしいでしょうか、意見を求めます。

〔挙手する者なし〕

では、ただいまから自由討議を行います。

それでは、意見のある方はお願いいたします。

○委員（澤野 伸君） 現段階での法案の提出がまだ固まっていないような状況での発言にな

りますので、その辺のところの前提としてちょっと話させていただきますけれども、中身がまだしっかり固まっていない段階でありますけれども、この法案については、テロの組織や暴力団などの組織的犯罪集団が重大犯罪の実行を2名以上で計画し、最低1名が準備行為を行った段階で計画に加わった者を処罰するテロ等準備罪の新設がこちらは柱となっております。

現状の情報では、277の罪を対象として、テロ対策に向かうということが柱となっておる段階でありますけれども、内容としまして、皆さんも非常に強い記憶があるかと思えますけれども、オウム事件、そして2015年のパリ同時テロ等々の悲惨な事件があったということで、国民の生命、財産を脅かすテロ行為を事前に抑制する手段を講じるということでの法律の作成段階ということについては、私自身は、これはあってしかるべきのもの、対応をとるべきものというふうに考えております。

また、国際協力での国際組織犯罪防止条約の締結等々にも必要だということでの前提での動きということもあわせて鑑みると、こういった状況というのは、私にとっては必要な法案の、つくりになっているのではないかというふうに考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） この法案は、政府は平成29年3月21日の閣議決定を目指しているわけですが、今の澤野委員のおっしゃるように、まだ内容が確実に決まったわけではないということがまず一つ上げられると思います。

それで、国際組織犯罪防止条約締結、これはある意味、国際的、いわゆる国内じゃなくて、国際的な連携をスムーズにしたいということで、確かにマフィア等を念頭に置いてつくられたものですが、来るべき東京オリンピックに向けて、その治安が現状法制で十分かと言われると、今の国際的なIS問題等々含めると非常に危惧される面が強いということもありまして、法案が完全なものとは言いませんが、何らかの形で安全対策といいますか、国内での治安を図るべき措置が必要であろうという観点から請願には一歩距離を置かざるを得ないということです。

○副委員長（野呂和久君） 先ほどの澤野委員や酒井委員と重複する点多々ありますけれども、政府案といいますか、まだ平成29年2月28日の段階で、まだ与党に法案が提示されているという段階で、あと先ほど酒井委員がおっしゃったように、平成29年3月21日に閣議決定を目指すという段階で、私たちの知るところでは、本当に新聞報道等の材料を何とか確認しながらというところの議論にはなるというのが前提になります。

国際組織犯罪防止条約というのが国会のほうで承認をされ、締結という段階で、まだ日本はこの締結をしていないという段階ということで、国連加盟国の中で条約を締結していないのが日本を含む11カ国であるということです。

この国際組織犯罪防止条約は、重大な犯罪の合意があった、これを共謀ということ、また組織的犯罪集団への参加罪と、あと4年以上の懲役、禁錮を定めた罪を犯罪とするということとをこの条約の中で求めているということで、日本の刑法から見ると4年以上の懲役、禁錮を定めた罪というのは、日本では676の犯罪があるというところから、676という数字が出

てきたということ。今、そういう中で、与党の中で 676 ではなく、もっと絞り込んだ形で直接テロの手段となり得る 277 の犯罪に絞り込みを今しているということを聞いております。

あと、締結へのメリットとして、テロなどの組織犯罪に対して条約締結をしている国と迅速でかつ円滑な協力体制ができるということや、また犯罪者引き渡しの請求もできるという、法的な基盤が構築をされるということが言われております。それに加えて、2020 年には東京五輪、パラリンピックということも見据えたテロ対策の一つとして、今この議論が進められておりまして、十分な、今後閣議決定を踏まえて法案が国会に提出されるわけですが、国民の理解を得られるようにしっかり十分、国会で議論をしていただいて結論を出していただきたいというのが私の意見でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見ある方、お願いいたします。

ほかに御意見ございませんでしたら、これで自由討議を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もございませんので、これで自由討議を終了いたします。

それでは、討論を行います。

討論がある方、お願いいたします。

○委員（澤野 伸君） 自由討議でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、東京オリンピックに向けての各国国際協力を得るためにも、政府が締結を目指しております国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に向けて、今の政府が行っている国内法の整備については不必要というふうには判断できない。法案の中身がまだ閣議決定がない段階であっても、私はその進めているものが必要性があるというふうに認識をしておりますので、今回出されております共謀罪創設に反対する意見書提出に関する部分については、承服できないという立場で意見を述べさせていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論のある方、お願いいたします。

討論ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言がないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第 1 号 共謀罪（テロ準備罪）創設に反対する請願についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。請願第 1 号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手ゼロであります。よって、請願第 1 号につきましては挙手ゼロで不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしますが、先ほどの可茂広域行政事務組合の財産処分の完了時期について総合政策課長から回答がありますので、よろしく

お願いいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 先ほどの基金等の返還の時期でございますが、平成 29 年 3 月中を予定しております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、お諮りをいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで、11 時 35 分まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 35 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、可茂広域行政事務組合の質疑の件に関して、総合政策課長から発言を求められておりますので、お願いいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、先ほど御説明しました内容について、訂正をお願いいたします。

可茂広域行政事務組合議会の議事録につきましては、まず保存年限は永年でございます、先ほど文書管理規則というようなことを申し上げましたが、これは可茂広域行政事務組合の会議規則の定めでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、報告事項 1. 公共施設等マネジメント基本計画（案）及び第 1 期アクションプラン（案）のパブリックコメント結果報告を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○公有財産経営室長（渡辺 聡君） 資料ナンバーは 1 となります。

可児市公共施設等マネジメント基本計画及び第 1 期アクションプランのパブリックコメント募集結果について御報告いたします。

平成 29 年 1 月 10 日より 30 日まで実施したパブリックコメントに対し、1 人の方より 4 つの施設について意見をいただき、2 月 24 日に御意見に対する市の考え方を公表いたしました。

まず図書館について、2 つの意見をいただきました。

1 つ目ですが、高齢者、障がい者、運転免許返納者を対象に、予約した本の宅配及び返却時の受け取りサービスを行ってはどうかという御提案です。

これに対する市の考え方としては、提案されたサービスは考えていないこと、そしてその理由としては、高齢者や障がいのある方もできる限り外へ出て、社会とのつながりを持っていただくことが大切であると考えていること、またそのためにコミュニティバスの充実を図っていくと回答しております。

図書館について2つ目の意見です。

基本計画の中で、図書館利用者のニーズが貸し出し中心から滞在できる施設へと変化していると書かれているが、これはどのような調査に基づいているか、またその要因は何かという御質問です。また、質問の後半には御自身の考え方が述べられており、図書館を滞在場所とする方は家に居場所がない方や時間つぶしに利用している方、そのような方のために閲覧スペースをふやす必要はないのではないかというお考えが書かれております。

質問に対しては、平成 27 年に実施した市民アンケートでの自由意見や、岐阜市立図書館など近年建設された図書館の傾向から、滞在型図書館へのニーズが高いと判断していると回答させていただきました。

続きまして、公民館の稼働率が低いスペースの活用についての御提案をいただきました。

資料の2ページになります。

このような稼働率が低い会議室などにつきましては、予約制ではなく、いつでも誰でも自由に利用できる場として、囲碁・将棋や軽スポーツなどできるように開放すれば、新たなコミュニケーションの場ができるのではないかと御提案です。

この公共施設等マネジメント基本計画の中でも、いただいた提案と同様の提案をしておりますので、回答としましては、可児市社会教育委員の会議からいただきました公民館をより使いやすい施設とするための方策についての答申を踏まえて、公共施設等マネジメント基本計画の中では、稼働率の低い部屋を子育てや高齢者サロンとして利用することで、市民ニーズに対応するということを提案していますとさせていただきました。

続きまして、エコドームについての意見です。

資料3ページになります。

提案をいただいた方は、エコドームは設置場所が悪くて車がないと利用できないため、自治会の集積所やスーパーなどを利用しているということで、近くの公民館に集積所を設置していただくよう希望するという御意見です。

市としては、公民館をリサイクルステーションとして使うことは考えていないため、市の考え方として、市内の回収場所は自治会のリサイクルステーションとエコドームに加え、市内 24 カ所の無料民間回収場所などございますが、今後もこの体制で進めていきますと回答させていただきました。

続きまして、学校の集約について、2つの御意見をいただいています。

1つ目は、平成 51 年に集約を提案させていただいた帷子小学校と南帷子小学校について、それから、平成 57 年に集約を提案させていただいた西可児中と広陵中の集約についてですが、平成 32 年に予定している大規模改修費がもたないないので、集約時期を早めたらどう

かという御提案です。

それに対する市の考え方ですが、学校の集約については相当な時間がかかるため、計画的な維持改修を行い、教育の質を低下させないことが重要であること、また今後の児童・生徒の推移により、場合によっては施設の耐用年数前に集約することについても記載していますと回答させていただきました。

続きまして2つ目の御意見ですが、これは学校の集約に関連して、名鉄広見線の廃線についての御提案です。

提案の内容としましては、西可児中と広陵中を集約した後の学校跡地に東濃高校を移転することによって、高校生の通学に使われている名鉄広見線を廃止し、バスに変更したらどうかという御提案です。

この御提案に対する市の考え方ですが、高校の再編については県教育委員会で検討中であること、そして現時点で名鉄広見線は高校生の通学手段として重要であり、代替手段に比べ安価で利便性が高く、存続すべきと考えていますと回答させていただきました。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。質疑はございませんか。

○委員（中村 悟君） 質疑する前に前提で。

市が答えられた答えに対して、何か聞いてもいいの。どういうふうかということも聞いてもいいの。

[「はい」の声あり]

今説明のあった名鉄広見線の件ですけれども、もう何年前に僕が聞いた答えと一緒に答えがしてあるんですが、代替手段を考えると安価で利便性が高いためというふうで、何年前からの答えと一緒になんですけれども、もうこれで毎年の3,000万円ずつが、これで6年は出しちゃうので1億8,000万円かけることになるんですが、これをずうっと続けておるとどれだけでもお金はふえていくわけですけれども、どこか、この名鉄広見線に関しての考え方というのはどういうふうになっておるのかなというのを、ちょっと確認ですけれども。

○企画部長（佐藤 誠君） これはあくまでも、そもそものところで、可児市公共施設等マネジメント基本計画と第1期アクションプランの案のパブリックコメントの結果ということで述べさせていただいておるわけです。この方から御質問をいただいておりますけれども、名鉄広見線のことですね、ここで本来について言うならば、お答えすべきところは若干ちょっと離れておるといところでございます。

今、中村委員が言われました名鉄広見線の今後のことにつきましては、ここで上げさせていただいておるのは、現時点ではということでここで上げさせていただいておることによって御了解いただきたいと思いますし、また、今後のことにつきましては、当然名鉄広見線の活性化協議会等ございますので、そういったところとあわせて、市としてどうしていくかということについては今後検討がされるということでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方、お願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項 2. 平成 29 年度地方税制改正（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○税務課長（宮崎卓也君） 資料ナンバー 2 をごらんください。

平成 29 年度地方税制改正案の概要について御説明いたします。

現在、平成 29 年度の地方税制改正案については、国会、参議院のほうですが、審議中ですが、総務省のほうから法案の概要が公表されておりますので、今現在わかっている範囲でその内容を御報告いたします。

今回は、資料のとおり大きく分けて 6 項目の改正点がございまして、そのうちの市税に関する部分について説明させていただきます。

まず資料の 1 項目め、個人所得課税改革といたしましては、平成 31 年度分の個人市民税から配偶者控除、配偶者特別控除が見直されることになっております。

その内容の 1 点目は、配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられます。例えばこの資料の表にございますように、控除額 33 万円に該当するためには、現行では配偶者の合計所得金額が 45 万円未満、給与収入で言いますと 110 万円未満である必要がありますが、改正後は合計所得金額が 90 万円以下、給与収入では 155 万円以下となります。また、控除適用外となる合計所得金額が、現行では 76 万円以上であるのが、改正後は 123 万円超えに引き上げられ、控除を受けられる範囲が拡大されることになっております。

2 点目としては、納税義務者の所得制限の見直しがございまして、現行では納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合については配偶者特別控除が適用外というふうになっておりますが、改正後は資料の、これも中ほどに記載されておりますように、合計所得金額 900 万円超え 950 万円以下の場合が 3 分の 2、950 万円越え 1,000 万円以下の場合が 3 分の 1、1,000 万円超えの場合が適用外というように段階的に控除額が減っていく仕組みになります。また、この配偶者特別控除のみではなく、これまで上限設定がなかった配偶者控除についても同様の仕組みとなります。

次に 2 項目め、車体課税についてですが、市税に影響する部分としては、これの 2 点目の自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しでございます。

グリーン化特例につきましては、平成 28 年 12 月議会において 1 年間延長の議決をいただいておりますが、今回については、4 ページを見ていただきまして、下段②の表の軽自動車税の欄を見ていただきますと、燃費性能の達成率を少し引き上げた上で、さらに平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの取得分について 2 年間延長するという改正となります。

このグリーン化特例の件につきましては、税条例の改正を6月議会で上程予定でございます。

2ページに移ります。

3項目めの固定資産税等についてでございます。

1点目の居住用超高層建築物に係る課税の見直しですが、これはタワーマンション、高さが60メートルを超えるマンションでございますが、それに係る固定資産税と都市計画税について、各区分所有者がございまして、各区分所有者の専有床面積を実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するような仕組み、全国一律に設定される各階層別の補正率を乗じて計算するような仕組みになるんですが、そういう仕組みに見直すもので、平成30年度から新たに課税されるものから適用されることとなります。

それから、次に2点目の固定資産税等の特例措置でございますが、そのうちの1つ目、地域の中小企業による設備投資の支援と申しますのは、これは平成28年度の税制改正において3年間の時限措置として創設された固定資産税の特例措置なんですが、内容としては、平成28年度から平成30年度までの3年間に中小企業者等が認定経営力向上計画という国の認定に基づく計画ですが、それに基づき新規取得した一定の機械及び装置の固定資産税の課税標準を軽減するというものでございます。

この平成28年度からの制度を、今回の改正によりまして平成29年度からの、要は残りの2年間について、地域、業種を限定した上で、対象に一定の工具・器具・備品等をさらに追加するというものでございます。

それから次に、その下の保育の受け皿整備促進のための措置についてですが、まず企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の創設と申しますのは、これは平成29年度から平成30年度までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の企業主導型保育事業の補助を受けた事業主が一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産について税の課税標準を軽減するというものでございまして、その軽減割合、つまり特例割合をわがまち特例として市の条例において定めるというものでございます。

次の下の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に係る特例措置にわがまち特例を導入と申しますのは、こちらについては、当該事業のように直接供する家屋及び償却資産については、これまでも地方税法で課税標準を2分の1とする特例割合が規定されておりましたが、平成30年度以後の課税からは、その特例割合を今度はわがまち特例として市の条例において定めるということにするものでございます。

それから次の3つ目、(仮称)緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地、これに関しましては、その固定資産税、都市計画税の課税標準を軽減するための特例割合をわがまち特例として市の条例において定めるといいます。こちらもわがまち特例の関係です。

以上のわがまち特例の関連につきましては、6月議会で条例改正案を上程予定でございます。

それから、3ページのほうに移りまして、4項目め、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲について、こちらについては本市とは特に関係はございません。

それから5項目め、災害に関する税制上の措置の常設化についてですが、1点目の被災代替家屋償却資産に係る課税標準の特例措置につきましては、これは災害により滅失・損壊した家屋・償却資産にかわるものとして、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で一定期間内に取得した家屋・償却資産について、その固定資産税を軽減するという制度を創設するというものでございます。

それからその下、2点目の被災住宅用地に係る特例措置といいますのは、これは現行規定がございまして、現行規定では住宅が災害により滅失・損壊した土地で、被災市街地復興推進地域内に存する場合、当該土地が住宅用地として使用できないと認められるときは、災害発生後2年度分について住宅用地とみなして税を軽減して課税しているというのですが、これを今回の改正により、適用期間2年間というものを4年度分に拡充するというものでございます。

以上の災害に関する税制上の措置については、今のところ可児市に特に今影響はない話ではあるんですが、ただ、条文の整備としてはする必要がございます。平成28年4月1日以後に生じた災害に係る固定資産税、都市計画税について適用するように条文整備をいたします。

それから最後の6項目め、その他のうち、地方税犯則調査手続の見直しについては、これは経済活動のICT化や多様化等に対応いたしまして、電磁的記録に係る記録媒体の差し押さえの執行方法とか強制調査の夜間執行制限の緩和など、要は国税犯則取締法の調査手続の見直しがございまして、それと同様に地方税法上の犯則調査手続を見直すというものでございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

○委員（澤野 伸君） ちょっと教えていただきたいんですが、2ページの固定資産税等の特例措置のところで、上から3つ目、緑地保全・緑化推進法人、これは仮称なんですけれども、本市で対象になるような事例ってありますか。どういう法人なのかが、規定というか、NPOなのか財団なのか、どこまでの規定なのかもちょっとよくわかりません。また、市民緑地の用に供するという部分で、これというのはいわゆる公園なのか、こういった類いのものなのかがちょっとよくわからないので教えてください。

○税務課長（宮崎卓也君） まず、これにつきましては、まだ都市緑地法というものがございまして、これが改正されることによって初めて適用されるもので、まだ今のところ都市緑地法が改正されておられませんのでこれからというものでございますが、まず、この仮称でございます緑地保全・緑化推進法人と申しますのは、別名緑地管理機構というような呼び方もしておりますが、緑地の設置管理について一定の能力を有する民間団体等を都道府県知事が指

定するものでございます。

市民緑地というのは、今の民間団体事業者が緑地を設置し、管理する計画について、今度市町村長の認定を受けて5年以上住民の利用に供する緑地というような定義はされております。ただ、まだ今のところ、これからの制度でございますので、当然今可児市には該当はございませんし、これからちょっとどうなってくるかというのは、これからのお話になってくるとは思います。以上です。

○委員（澤野 伸君） 都市緑化法の改正に基づくものであるならば、いわゆる山林とかそういった部類、里山等々にはこれは供さないということでしょうか。

例えば、もし可能性があるとするなら、いわゆる森林組合が持っていたような部分について、里山等々で市民に開放していくとか、民間の所有している山とか低山のものを、団体をつくって、そこを監理してこういった法人としてやっていく場合に固定資産税等々の減免が受けられるのでしょうか。

○税務課長（宮崎卓也君） 実は、私どもにおりてきている情報もこの程度でございます、具体的に、じゃあ、これからどう適用されていくかというのは、またこれから出てくるとは思うんですけども、この場でちょっと具体的に御説明できるデータそのものがまだおりてきていないものですから、総論的な説明でしかお答えできないものですから、申しわけございません。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑がある方、お願いいたします。

○委員（酒井正司君） 最初の個人所得課税ので、配偶者控除なんですけど、現在かなりの人手不足だと言われて、ちょっと先にはなりますけど、市の臨時職員の方のも当然シミュレーションしなきゃいかんと思うんですが、かなりの影響はありそうですか、どうですか。

○税務課長（宮崎卓也君） まず、税としてのお話をしますと、当然、これは合計所得金額、給与所得にしてこれまでよりも45万円から50万円くらい上がりますので、やっぱりその辺のところの影響は、要は大きいのはつまり1.5倍になりますので、影響は大きいものとは思っておりますが、以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、お願いいたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

済みません、ここで12時になりましたので、13時まで休憩といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時58分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告事項3. 岐阜県知事選挙の年代別投票率についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長（杉山 修君） それでは、資料ナンバー3をごらんください。

こちらが可児市の知事選挙における年代別投票率をまとめたものですので、これについて御報告をさせていただきます。

表面のほうは、先日議員の皆さんにはボックスに入れる形でお知らせしたものと同じでございますが、まず左上のところ、表をごらんいただきますと、一番上の欄の18歳・19歳の投票率、今回が26.35%でございました。右のほうに行ってください、一番右のところの昨年の参議院議員選挙の同じ18歳・19歳の投票率は53.3%でしたので、今回はほぼ半分ぐらいという状況で、これは30代半ばぐらいまでそのぐらいの、参議院議員選挙と今回の県知事選挙の投票率の比率はそんな形になっております。

一番下の合計のところ、全年齢の合計は今回が34.51%と、あと一番右の参議院議員選挙が57.52%で、そこまでの差がないので、やはり若年層にとって県知事選挙というのは遠い、関心の薄い選挙であるということになってくるかと思えます。

右上の18歳・19歳の投票率の表をごらんいただきますと、今回は18歳が34.4%、19歳が17.85%ということで、これもちょうど19歳が18歳の半分という状況です。右側の参議院議員選挙では、またこれもそこまでの差がないということだったんですけど、これは恐らくですが、参議院議員選挙のときには高校生の4分の1しか18歳になっていなかったんですけど、県知事選挙では18歳の4分の3が高校生だったので、19歳というのは主に大学生や社会人になりますので、それと比べると18歳は投票に行ってくれたのかなというふうに思っております。

その下の18歳・19歳アンケート調査の回収率ということで、ちょっとこれについてミスをして、大変御迷惑をおかけした件なんですけど、これの合計、18歳・19歳に対して1,960人に出して、回収率は15.41%だったんですけど、回収できたうちの80%ぐらいは回答として県知事選挙に投票に行くというふうに言ってくれていましたので、多少は投票の後押しができたのかなというふうには思っております。

その下のグラフは、今回と前回の県知事選挙と、あと昨年の参議院議員選挙の年代別の投票率になります。緑のラインが昨年の参議院議員選挙、赤のラインが今回の県知事選挙、青いラインが前回、平成25年の県知事選挙になります。

これをごらんいただくと一目瞭然ですが、前回の県知事選挙では当然18歳・19歳はなかったんですけど、一番左の18歳・19歳はかなり、まあまあいいんですが、やっぱり20代前半から30代にかけてというところが低くなっていて、一番右、ちょっと折れ線からは外れておりますけれども、これが合計全年齢平均の投票率、それぞれの投票率になってまいります。

表面については以上で、裏面をちょっとごらんいただきたいと思いますが、こちらが岐阜県が発表しました岐阜県全体の18歳・19歳の投票者数と投票率です。

実は、岐阜県全体では、全年齢の投票率というのは集計がされませんで、18歳・19歳だ

けが全員の集計が行われるということになります。

これをごらんいただきますと、一番下の欄をごらんいただきますと県計の欄がございますが、ここで18歳・19歳とその18歳・19歳の合計というのがあります。右のほうの投票率を見ていただくと、18歳35.45%、19歳が20.3%、18歳・19歳計が28.07%ということで、実はこの28.07%というのは、可児市の26.35%を1.72ポイント上回っているという状況です。一番下の全年齢でも36.39%で、可児市の34.51%を1.88ポイント上回っているという状況になります。

昨年の参議院議員選挙では、実は全年齢での平均というのは、今回ちょっと全県と可児市は離れちゃっていますけど、全年齢での投票率というのは、岐阜県と可児市、ほとんど実は同じでした。逆に、18歳・19歳の投票率は、岐阜県が全体で49%ちょうどだったのに対して、可児市は53.3%で4.3ポイントよかったですけど、やっぱり岐阜県との比較においても、可児市にとって、可児市民にとって県知事選挙というのはやっぱり遠い選挙なのかなというのがこの結果からも見てとれますので、やっぱり投票率が低いということは、政治への関心が低いということになりますので、今後も選挙管理委員会としましては、小・中学生とか、あるいは若者層へのいろんな形での主権者教育を推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。ございませんか。

○委員（林 則夫君） 質疑というよりも、大昔のことはわからんけれども、僕は岐阜県知事選挙には昭和33年から、要するに60年前からかかわっておるわけなんですけど、最近選挙の後に、知事が可児市は投票率が悪いとか何とか言うけれども、昭和41年の県知事選挙ですが、このとき可児町ですが、投票率90%を超えたことがあるんですよ。その前後は七、八十%。課長、たしかそうじゃないかね。君のところに資料があるはずやで見ておいてみて。

それで、そういう状況だもんだから、要するに人口急増でだんだん県知事選挙に対する関心が薄くなったというのか、候補者に魅力がなくなったのか、ようわからんけれども、何とか投票率を上げようという気持ちはわからんこともないけれども、大体これは全国的に今こういう傾向にあるものですから、やる気になれば90%以上の投票率でも出せるという現実の事実があるものですから、できるだけ若い人に呼びかけて投票率も上げるようにしていくのがいいのではないかなあと思っておるわけです。過去60年、僕は今度の県知事選挙で15回目、県知事選挙に携わってきたわけですが、過去の実績とそういうあれがあるものですから、今後でもできる限り投票率を上げるように、投票所をふやしたり、いろいろ試行錯誤をやってみたけれども、それだけではなかなか投票率アップにはつながらんと思いますので、また何かいい方法があれば、お役所のほうで提示をしていただきたいと思いますというわけです。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。そのほかに発言はございますか。

[「なし」の声あり]

よろしいですか。

それでは、ないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項 4. 公共施設の利用制限等の見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○財政課長（酒向博英君） それでは、お手元の資料番号 4-1 及び 4-2 をお願いいたします。

公共施設の利用制限等の見直しについて御説明を申し上げます。

これにつきましては、12 月議会の本委員会におきまして中間報告をさせていただいておりますが、市の最終的な対応が決定いたしましたので、御報告するものでございます。

4-1 の真ん中、2. 意見に対する今後の対応という欄をお願いしたいと思います。

利用制限に関する意見 55 件及び利用制限以外に関する意見 65 件につきまして、最終的に全面対応か一部対応か既に対応済み、対応困難、いわゆる現状維持、それから要継続検討、別途検討、この別途検討に当てはまるものは全て公民館に関する意見でございます。このように区分をしております。

括弧内は、12 月議会で御報告したときの中間報告の件数の数字でございます。

平成 28 年 12 月の時点では、要継続検討が利用制限及び利用制限以外のどちらも 14 件ございましたが、検討結果に基づき他の区分に整理しましたので、要継続検討はゼロとなっております。

別途検討の公民館に関する意見につきましては、現在進められておりますコミュニティーセンター化の内容に含めて、担当部署で検討を進めているところでございます。

いただいた意見の合計 120 件に対し、最終的に全面対応可が 16 件、13.3%、一部対応可が 29 件、24.2%、既に対応済みが 31 件、25.8%、対応困難としたものが 37 件、30.9%というふうに整理をしております。

もう一枚の資料番号 4-2 につきましては、施設別の意見ごとに最終的な対応内容を一覧にしたものでございますが、これにつきましては要継続検討以外の分については 12 月とほとんど変わっておりませんが、12 月の時点で要継続検討としたものにつきまして最終的に振り分けをしております。

1 件 1 件の内容については省略をさせていただきます。

今後は、市のホームページや、見直しを行ったことを広報かきを通じて市民に公表してまいりたいというふうに考えております。

あわせて、全ての施設におきまして今後とも市民目線で点検し、使いやすい公共施設になるように取り組んでいくということが重要というふうに考えておりますので、このことは庁内で周知してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、ないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項5. かに暮らし発信サイト（可児市定住・移住ウェブサイト）・パンフレットの作成についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○広報課長（尾関邦彦君） それでは、今年度取り組んでまいりました定住・移住ウェブサイトとパンフレットについて御報告いたします。

可児市の暮らしやすさ、魅力をわかりやすくPRし、可児市に住んでみたい、可児市に住み続けたいと感じていただけるよう作成を進めてまいりました。

資料は、本日お配りしましたパンフレットと、その中にA3の片袖折りのチラシが入っておりますので、説明させていただきます。

ウェブの公開につきましては……。

〔発言する者あり〕

よろしいでしょうか。

A3のほうにつきましては、ウェブサイトということで、そのイメージを印刷物として用意させていただいております。

左側がトップページということで、いろんなウェブサイト、移住のサイトがありますがけれども、可児市の場合は「かにすき」ということで、みんなが愛する大好きなまちというテーマで「かにすき」というものをタイトルに持ちまして、その下に暮らし、仕事、子育てと3本柱で柱を立てております。

暮らしとか、それをクリックしていただくと、今度右のページですけれども、右のページに左上が暮らし、その下が仕事、そして右が子育てと、そういう次の階層に順次移動していくという形になっております。

そして、パンフレットのほうですけれども、これにつきましても現在最終印刷中ということで、ちょっとプリンターで打ち出しておりますので見にくくて大変申しわけございませんけれども、これにつきましては5,000部ほど印刷しまして、東京、名古屋、大阪にあります県の移住相談センターにて相談者などに配付していただくほか、市内の不動産会社や企業などに配付をするなど、PRに努めたいと考えております。

また、このパンフレットは、最終的には詳しいことをウェブサイトで見いただくことを目的としておりまして、また少し時間は経過しても使い勝手がいいように、分厚くて詳しいものというものを避けまして、できるだけシンプルなダイジェスト的なものにして、その配付時期に合わせましていろんなチラシを挟み込んで配付できるようにというような形にしております。

また、ウェブサイトにつきましても、職員の手で修正や追加が行いやすいシステムという

のに心がけておりますので、また来年度以降も引き続き内容の充実を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。ございませんか。

○委員（澤野 伸君） パンフレットの配布場所が東京というふうに少しおっしゃられましたけれども、設置場所というか配布方法というのは、何かあるのでしょうか。

○広報課長（尾関邦彦君） 東京・大阪・名古屋に岐阜県が移住交流センターというのを設けておりまして、そちらに、東京ですと岐阜県の専任の相談員がおりますし、名古屋ですと中日ビルになりますけれども、そこも岐阜県の相談員がおります。そういったところで、相談に見えた方にこういったパンフレットを使って説明をしていただくということにしております。

これまでは、こういった移住ということでのパンフレットがなかったものですから、いろんなこれまでつくったものをお送りして説明などをお願いしておりましたけれども、それに加えて、こういったものをお配りしていただくようお願いをしているところでございます。以上です。

○委員（澤野 伸君） あと、ウェブサイトの件ですけれども、例えばリンクの関係はどういうふうになっていますかね。移住に特化したような大きいサイトが、たしかあったような気がしましたけれども、そういったものにぶら下がっているとか、そういう横の連携というのは何かありますでしょうか。

○広報課長（尾関邦彦君） 国のほうが、総務省が全国移住ナビというものをつくっております、そちらのほうに各市町村のサイトがございます。そこに可児市も今つくっておりますけれども、やはり内容的に限定されてきますが、そういったところがございますので、まず全国のところから入られた場合は、そこからうちのサイトにも当然飛ぶようにしますし、うちのサイトから全国のサイトも見えるような形でリンクを進めていきたいというふうには考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、お願いいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

以上で報告事項を全て終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 18 分

再開 午後 1 時 30 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、協議事項 1. 選挙における選挙運動の公費負担についてを議題といたします。

昨年の9月より継続課題としておりました本件につきまして、本日お配りしております資料等も参考にいただいた上で、皆さんの御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

お手元に資料ナンバー5として選挙運動費用（ポスター作成費）の公費負担額実績（市長選挙）というのもございます。これも見ながらお願いしたいと思います。

○委員（可児慶志君） 市長のほうの関係もあるということですので、これは議員提案に出そうかと思ったんですが、やはりこれは市長サイドのこともあるので、やっぱりこれは選挙管理委員会のほうで最終的には詳細をもうちょっと検討していただいて、選挙管理委員会から改正提案をしていただくのがいいかなあというふうに、基本的には流れとしてはそう思っています。

ただ、前提起しましたように、余りにも一人一人の候補者によって、市長選挙も含めてですが、格差が、ポスターについてはあり過ぎるので、これはかなり市民サイドから見ると疑義を感じる方も見えると思います。したがって、もうちょっとこの上限の金額を下げて、余りにもこの3倍とか以上の差がついているというのは修正する必要があるのかなあというふうに考えています。平均値で見ると21万円ちょっとぐらいになると思いますけれども、その辺前後が一つの目安かなあというふうに個人的に考えておりますが、詳細は選挙管理委員会のほうにまた十分審議をしていただいて、選挙管理委員会から提起していただきたいなあというふうには個人的には思っております、このポスターについては。

あわせてもう一つだけ、選挙管理委員会のほうに伝えておきたいことなんですけれども、街頭宣伝車の使用料については使用基準が非常に曖昧なところがあるようです。したがって、これをそれぞれの候補者にもうちょっとわかりやすい、間違いを起こさないような使用基準というものをつくっていただいて、選挙の際に候補者に示していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

ちょっと一部、私も勘違いして聞いたことがありまして、私自身も聞いた話なんですけど、使用期間というのはやっぱり1週間の選挙期間中だけということを知っております。だから事前に、2日前には届けなきゃいけないとか、返せるのは終わって1日後ですので、延べ最低でも10日間借りなきゃいけないことになっている。この辺がちょっと勘違いしている部分が、誤解を生じる部分があると思いますので、この辺をきちっと説明を候補者にしてもらおうような今後の進め方を選挙管理委員会にはお願いしておきたいなあというふうに思っています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 可児委員からはただいまの意見がございましたが、この件に関してほかに、関連してでも結構ですが、御意見がございましたらお願いします。

○委員（澤野 伸君） ポスター作成費、かなり差があるんですけども、考え方、いわゆるデザインと写真と撮影と、そういうのを全部込み込みでかけちゃうと、多分このぐらいの上限の設定をしたのか、ちょっと設定の仕方がわかりませんが、当然国のほうの基準で順次下におろしてきたような感じはするんですけど、どこにそういうものを置くかだと思う

んです。印刷だけのものの公費負担ということの考え方、印刷だけという考え方で持ってくるのか、ポスターの作成としての値段を設定しているのかということもあると思うので、その辺、当初の補助の公費負担額を決めてきた値段の設定の仕方にもよると思うので、その辺をちょっと十分配慮していかないといかんのかなあとは思いますが。

また、あと運転手の部分についても、プロを雇うがための運転手なのか、ある程度労務、これは専門、いわゆる免許が要るので専門的なあれなので、その部分についての補助なのかというところのスタートもあると思うんですけれども、現状を見ると1日単価としては安いと思います。ですので、その設定のものに関して、いろいろどうかなあという部分は個々を見るとあるんですが、市議会だけ単独でどうこうというのも非常に難しいところもあるので、問題提起というか、その程度のあれの発言になってしまうんですけれども、じゃあどうしたらいいかというところもちょっと言えないような段階でしゃべっていますけれども、どこの基準で置いてくるのかというのも、もう少しちょっと研究したほうがいいのかあというふうには思います。

当初した設定の仕方というものを、ちょっと私も勉強不足で、どの物差しを持ってきたかというのはよくわかっていませんので、その辺も見ながら考えたほうがいいのかあというふうには思いました。

○委員長（伊藤 壽君） 澤野委員、今引き続きここで研究していくという意味ですか。

○委員（澤野 伸君） 非常に難しいと思うんですよね。それで我々が値段を決めるものではないと思いますし、法令遵守の部分については、しっかり議員個人、また立候補者がしっかりやっけていかなきゃいけないので、非常に、じゃあどうしようというところなんですけれど。

これはもともと見てみましょうという段階での提案でしたよね、最初。これをどうしようという議題にはないんですか。これを出してきたということの部分について。

○委員長（伊藤 壽君） 継続してこの問題についてずうっと見ていくということでしたのですが、今も可児委員のほうから提案がありましたけど、澤野委員が言われるように難しいので、大変、選挙管理委員会で検討していただきたいというような今意見になってきましたが、そのあたり……。

○委員（林 則夫君） 僕は以前から選挙管理委員会へもくどいほど言っておるんですが、選挙には使うお金の額は個人差があっているいろいろあるけれども、それはそれでいいと思うけれども、公費負担についてはあくまで平等というんですか、均等というんですか、可児委員が5万円、酒井委員が3万円というようなことがあってはいかんもんだから、これだけは何とか選挙管理委員会で基準値というんですかね、標準値を出して、それでもって均等に公費で負担するよということにくどくど言っていますし、そのように検討するように言っていますので、とにかくみんなに均等というので今後もやっていただければよろしいかなと思うわけです。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見ある方、お願いしたい。

中村委員、御意見がありましたら。

○委員（中村 悟君） 何となく、この公費負担の分は、どうなんだろう、基準は決まっているんですけど、どの程度の質で、どの程度使うという個人の判断ですよ。平等にと言われると、ちょっと実感としてはどういうことになるのかなあというのが、ちょっと頭になかなか浮かばんのですけど、で、どうすりゃいいのかなあと。

申しわけないです、ちょっとなかなか頭に描けないので。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

酒井委員、この件に関して御意見ありましたら。

○委員（酒井正司君） 条例で上限は決まっておるんだよね。これをどうするかという一点と、もう一つは、これだけ差があるということは、やっぱり放っておけないと思うんですよ。条例で上限を絞るのか、何らかの倫理的な要素は入っているような気もするんですよ。

私もポスターなんかは大体上限の3分の1の金額でできた記憶があるんですけど、それ以上どうやって銭を使うのかなあという気がするぐらい、ちょっと不思議な面がありますし、これが市民にこのままの数字が流れた日には、そのような疑問が当然湧いてくると思いますので、そういう前にやはり襟を正すといいますか、公費負担の部分にある程度、余り幅を持たせない形で、条例を変えるか申し合わせをするか、何らかの取り組みが必要ではないかなあと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

大平委員、何かこの件に関して考えがあれば。

○委員（大平伸二君） ポスターのことだけ取り上げられると大変答えようがないんですけど、全体の公費負担というのはやっぱり基準を決めてあるものですから、そこでポスターを分け、自動車の借り上げというふうに項目別に分けてあるんだけど、我々のほうからどうのこうのというのはなかなか答えが出しにくいので、可児委員が言われたような、ある程度総務課のほうというのか、選挙管理委員会のほうで示していただくのが一番いいのではないかなあと私は思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

野呂副委員長、御意見がありましたらお願いします。

○副委員長（野呂和久君） ポスターと車の借り上げと、一応限度額という形で設定をされていて、これの上限額についての適正かどうかということもあろうかと思いますが、全議員と、あと選挙に出られる候補の方全員にかかわってくる話でもありますので、そういう会派の代表が集まられるところ等で話を議論されるのであれば、そこという選択肢もあるかなあというふうには思います。

○委員長（伊藤 壽君） 今、それぞれ意見を言っていましたけど、全体、皆さんの意見を聞かれて特に御意見ある方、お願いしたいと思いますが。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。

なかなかちょっと皆さんの意見、まとめが難しいんですが。

○委員（可児慶志君） 酒井委員が言ってみえたその算出根拠というのは、私もちょっと聞いてみたんですけど、これはやっぱりそれぞれの項目によって算出根拠は違う、統一していないみたいなどころがあるんで、運転手なんかボランティアでやってもらうのが普通でしょうというような、原点にあるみたいなどころから基準値が低いというようなところもちょっと聞いたことがあるんですね。だから、基準があってないような感じがするので。

ただ、気になるのは、余りにも格差があり過ぎるので、これはちょっと余りにもこういうところを細かく、もし市民の方に見られると何か嫌らしい感じはするということが一つあります。だから、ただ、かといって、一律で幾らといって公費負担をするとすると、実際問題車を使っていない人だとか、ガソリンを使っていない人までお金を上げると、これもちょっとおかしな話になってしまうので、それもちょっと適用できないというような感じもするので、やっぱりここではとりあえず、ポスターについては余りにも格差があり過ぎるし、金額も一番大きいところなので、ここだけとりあえず見直しをしてもらうということかなあというふうに思います。

あくまでも法令遵守をきちっとしていることはもちろん前提なんですけれども、それでも市民の方から変な目で見られないようにだけ、議会としては対応だけは、姿勢だけはきちっと示しておきたいなあという感じがしますので、基準がどうなっておるかというような判断も含めて、選挙管理委員会のほうでチェックしてもらおうとか、検討していただくというのが一番いいのかなあ。そういう市民から懸念が出ないような形で結論が出るような形で検討していただけるとありがたいなあというふうに思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見は、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

今、可児委員のほうから出ましたが、選挙管理委員会で基準等根拠をきちっとわかりやすく検討していただいて示していただければということでした。場合によっては金額についても検討ということになってくるかと思いますが。

今までの話ですと、選挙管理委員会のほうへ見直しについて依頼を送るということになります。

いずれにしても、見直しと、それから先ほど出ましたように、基準といいますか根拠をきちっと候補者にわかりやすく説明できるような形でお願いしたいということだったと思いますけど、2点ほど。

そういうことで、選挙管理委員会で検討していただくと、再度基準等から選挙管理委員会で検討していただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

いいですか。

では、そのようにお願いするというので、よろしく申し上げます。

それでは、この件につきましてはここまでとしますが、特にこれだけは言うておきたいと

いうことはありますか。いいですか。

[挙手する者なし]

それでは、この件につきましてはこれまでといたします。

それから、次に協議事項2. 常任委員会での課題抽出についてを議題といたします。

今回の一般質問や議案審査を通じて、総務企画委員会で取り上げて調査研究していくべき課題だと思われるものがあれば、御意見をお願いします。

また、議会報告会実施会議のほうからも、意見交換におけるテーマを出してほしいという依頼を受けておりますので、総務企画委員会所管のテーマがあれば、あわせてお願いをいたします。よろしくお願いします。

現在のところ、総務企画委員会では防災について引き続き、年間を通して検討していくということですので、また後ほどもありますが、行政視察についてちょっと検討していただくということになります。

それ以外に、ここまでの一般質問や議案審査を通じてあれば、意見を言っていたきたいと思えます。

○委員（可児慶志君） 予算決算委員会のほうで午前中にあった話もここですのかな。しますか。

○委員長（伊藤 壽君） ちょっと分けたほうがいいような気がします。どうでしょう。その件でここで取り上げたほうがいいというのがあれば、おっしゃられても結構です。継続で課題として取り上げていくのがあれば、調査研究対象として。

○委員（中村 悟君） きょうやられるかどうかは別にして、中身だけちょっとはっきり、もう一遍確認してもらえるとありがたいんですけど。順番的に別ですよ、とりあえず今の話。

○委員長（伊藤 壽君） 午前中の予算決算委員会の質疑の中では、戸籍住民登録事業についての説明内容と、それから防災に関するデジタル化の推進について検討というようなこともあったと思えます。それだけでしたね。

この件は、また後ほど詳しく、これは課題がわかっておりますので、ちょっとこれは別個に協議をお願いしたいと思えます。

とりあえず、そのほかに今までの中で調査研究していく課題というものがあつたらお願いしたいと思えますが、それと議会報告会実施会議のほうで、今度5月に行われますが、そのテーマとして取り上げるものがあつたら、それも議会報告会実施会議のほうへ申し送りしたいと思えますので、言っていただければと思えます。まず、その2点からお願いしたいと思えます。

では、最初の総務企画委員会で継続して調査研究していく事項があれば、意見ををお願いしたいと思えます。

[挙手する者なし]

よろしいですか。

それでは、総務企画委員会として調査研究していくべき課題というものはないということ

でよろしいでしょうか。

○委員（大平伸二君） 委員長がさっき言われたように、防災・減災については総務企画委員会で1年間やると、さっき言われました。

○委員長（伊藤 壽君） それは継続して今取り組んでおりますので、それは取り組んでいます。それ以外にあればお願いしたいと思います。

澤野委員、よろしいでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 同じことです。

○委員長（伊藤 壽君） 失礼しました、説明不足で大変失礼しました。

では、今継続して調査研究しているもの以外はないということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、次に議会報告会実施会議における意見交換の際のテーマについてお願いしたいと思います。あれば、今までの一般質問とか協議の中で。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

済みません、暫時休憩といたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時09分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次に議会報告会のテーマ、意見交換のテーマとすることがありましたら、御意見をお願いしたいと思います。

もし皆さんなければ、私から提案したいのは、総務企画委員会所管で、名城大学が今度岐阜医療科学大学にかわりますわね。その今後の地域との連携とといいますか、どうかかわるかというようなテーマを議会報告会の意見交換のテーマとしたらどうかなあというふうに思うんですが、どうでしょう。

1つとして、2つぐらい上げてもらっても、二つ三つ、幾つ上げてもらっても結構ですが、また実施会議のほうで協議されますので、それが、ここで上げたとして、必ずそれが採択されるとは限りませんが。

○委員（可児慶志君） テーマとしては悪いとは思いませんが、ただ、どういうふうに取り上げるかによって、例えば地域的には帷子だけの問題になってしまうんじゃないかなあということも、進め方によってなっちゃうこともあるので、気をつけなきゃいけないかなあという感じもしないでもないんですが。

ただ、名城大学が撤退する一つの大きな要素としてあったというのは、行政が余りにも大学との連携が、僕は正直言ってできていなかったところが非常に大きな要素としてあると思うので、今委員長が言われた地域連携というのも出していたんですけど、行政がもっともつとかかわっていくということも物すごく大事な要素だと思うんですね。だから、この辺は、

地域連携という総務企画委員会とどう関係あるかなあというのがるので、行政連携のほうが、逆に捉えると総務企画委員会からテーマとしてはあるでしょう。

○委員（澤野 伸君） 今ちょっと可児委員と同じ意見で、議会報告会にはちょっとまだなじまないと思うんですね。もう少し具体的な提示がこちらからできれば、例えば看護関係の方との具体的なものが提示できるようなことであれば、地域の方の御意見を伺うのも一つありかなあと思うんですけど、まだ具体的に出ていない段階なのと、やはり行政側がどう扱うかという部分については、総務委員会として対応できる部分、これは今後踏み込んでいくと所管が変わってきちゃうので、当然議会としてしっかりこれはやらなきゃいけない課題だと思うんですけども、そっちのほうがまず大事じゃないかなあというふうに、私も思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにございますか。

この件はちょっと保留にするとして、ほかのテーマがあれば。

○委員（大平伸二君） 大変申しわけないです、名城大学の問題は別にして、違うテーマを。

総務企画委員会の中でずうっと継続研究課題で防災・減災というのを取り上げていますので、その課題の中で、先般今渡で火事がありましたときに報告書を作成していただいた、皆さん見られたのかなあ、出したと思うんですけど、火事が起きたとき、災害が起きたときに地元住民として何ができるかというテーマを、議会報告会の中で上げていただく。ちょっと題目としたら思いつかないんですけど、防災・減災の中の一つとしてテーマを上げていけたらなあと思っておるんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） いかがでしょうか、今の御意見に対して。意見のある方、お願いしたいと思います。

○委員（可児慶志君） 基本的に防災は、全般が継続課題にずうっとなっていますよね。行政視察もしていくことだし、きょうの予算決算委員会の中でも防災に関する、データベースでウェブサイトアップしてというような話も出ているわけなので、これは全般的にいろんな角度で取り上げていくと、中にいろんなのを含めて今までやってきたし、残されている期間も我々のこの任期の中ではちょっと短いので、専門的に新たに課題として取り上げるというのも、ちょっと解決するのが、処理するのがちょっと追いつかないかなあという感じがします。全般の中でとりあえず、今の委員の言われたことも含めて、もう最終のまとめに入るぐらいの形でやっていかないと報告もできないんじゃないですか、一応取り上げて。

○委員長（伊藤 壽君） ということで、今後、防災の中に含めて継続で、総務企画委員会で検討していくと。今後の行政視察も含めてということですか。

ほかに具体的な何かテーマとして取り上げていくものがあれば、意見をいただきたいんですが。

〔「ないって、もう残された時間が」の声あり〕

議会報告会ですよ。議会報告会でテーマとして意見交換の折に上げていくものですね。それを何に具体的にしたらいいかというのを議会報告会実施会議のほうへ報告して、そこで取り上げていただくいただかないは別として、こうしたテーマでというのがあればお願いした

いと。

○委員（澤野 伸君） 具体的なテーマを出していかないと議会報告会の場合は難しいと思いますので、我々の所管の部分で今、具体的な部分というのはちょっと出しにくいかなあというのが率直な感想として今言いますが、防災については、もうずうっと取り組んでいかなきゃいけないテーマだと思います。

もしやるとしたら、そこからやるとしたら、地域住民から意見聴取だけになってしまってもいけませんので、テーマとして、いわゆる現状の消防団の活性化についてお知恵をいただくとか、何かこう小さな、小さいと言っちゃいけませんけれども、テーマを絞って提示して議会報告会に臨まないで、漠々と防災でと言われても、多分とてつもない意見聴取の場と要望の場になってしまいかねないので、もし防災とかという部分で一つ絞ったテーマで行くのであれば、地域での消防団の現状と打開策というか、あと地域防災組織の結成についてとか、そのぐらいのテーマに絞り込んだほうが防災についてはいいのではないかなあというふうに思いますけれども。

ただ、これをどうしてもテーマにしてほしいとは思いませんが、所管の部分で今の現段階での具体的なテーマをちょっと出しづらかなあというのが率直な感想で、今言いましたけれども。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

先ほど大平委員が言われたように、地元住民として何ができるかというところも含んで、澤野委員にちょっと具体化してもらいましたが、消防団の現状と打開策とか活性化について、また地域防災組織の編成ですか、地域住民として何ができるかという点だと思いますが。

あと、ほかにもしこれ以外に意見があれば、具体的なテーマを述べていただければありがたいんですが。

最終的にここで決めるわけではないので、案として出すだけなんです。

〔「無理に出さんでもいいような気がする」の声あり〕

○委員（大平伸二君） 澤野委員が言われたように、地域防災組織の問題点、それでテーマを上げてください。そうすると、さっき言ったものに全部入ってきますので。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか、皆さんよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、1つということで、地域防災組織についてをテーマとしていただくということで、議会報告会実施会議へは報告します。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、午前中の予算決算委員会で、先ほど言いましたように2つほど課題があったかと思ひます。総務企画委員会で、所管事項の中で、まだ戸籍住民登録事業についての委託事業等につきまして、説明がきちっとされていないのではないかというような御指摘もありました。この事業内容をきちっと把握するということが必要ではないかというようなことも感じますが、この点について、まず御意見をいただきたいと思ひます。

そして、もう一つは防災関係、それこそ防災関係で、いろんな資料のデジタル化といいま

すか、そういったもので活用していくというようなこともあったかと思えます。

この2点だったと思いますが、どうでしょう。

よろしいですかね。

まず初めに、戸籍住民登録事業の説明についてですが、この件について御意見のある方、お願いしたいんですが。

○委員（中村 悟君） ごめんなさい、これは意見というより確認ですけど、今の住民登録のところの話って、局長、これ、そこの中の委託の中身の金額のことにこだわってみえたんだけど、要は結構いろんな話が出ていましたよね。伊藤議員の言ってみえた、要するに委託というので出しておるだけけれども、予算の根拠というかあれもはっきりしないという問題と、もう一つは、例えば窓口業務のところ、委託を受けてやっておる人たちと、要するに職員側でやっておる人たちと、今その業務の境目や何かもどうなっておるんだとか、そういう委託契約ということに関する中の問題もあるんじゃないかというように僕は受け取っておったんですけど、結局、本来委託で受けておれば、受けたところはその業者がやって、本来市の職員とか、かかわっちゃだめなんですよね。そういうところもどうなっておるんだとか、そういう契約自体の問題もあるんじゃないかということを検討するのかなあというふうには思っておったんですけど、皆さんがそうじゃなくて、今の住民登録の委託契約の金額の明細とか細かくわかりゃいいと言われりゃそれはそれでいいんですけど、ちょっとその辺の確認をまず先にしてほしいんですけど。

ただ、その中身どうのこうのだったら、別にここの委員会で取り上げんくても、質疑の中でよう聞いておけば済むような話かなあと思っておったんですけど。

○議会事務局長（吉田隆司君） まずその点がちょっとははっきりしていないというのがきょうの説明の中であったと思うんですけど、いわゆる委託をする業務と、市が直接やっている業務、市が臨時職員を雇用しているという話をしたので、市が臨時職員を5名雇用してやっていた業務、それがどう絡んでいるかというのが、ちょっときょうの説明ではよくわからなかったですね。

それとプラス、マイナンバーの話が入ってきて、マイナンバーの仕事を誰がやっているか、市の職員がしておるのか、委託にやらせておるのかという、その辺がちょっときょうの説明でこんがらがってわからなくなってきたので、まずその内容をもう一回しっかり確認する必要があると思うんですが、それはやっぱり予算の質疑だったと思うので、予算決算委員会の中でもう一度市民課のほうから、その市民課の業務について、どういう業務を市がやっているのか、委託にやらせておるのか、そこをしっかりと一回説明してもらったほうがいいと思うんですけど。

それからでないと、その委託の業務形態が本来委託にやらせちゃいかんやつをやらせておるとかやらせてないとか、そういう議論にちょっと進んでいかないと思うので、再度その業務の説明を予算決算委員会でもらったほうが、と私は思っております。

○委員（可児慶志君） もちろん、切り出しが予算決算委員会からスタートしている話なので、

当然局長の言うように、ちゃんと最後まで予算決算委員会でこれを行ったほうがいいんだろうけど、これは切りがない。ある意味では予算決算委員会でもどれだけ出てくるかわけがわからん話になってしまっていくという可能性があるのも、もっともっとやりたいんだけど、だから例えばふるさと納税についても、本当に費用対効果はどうだったとかということもよくわからない、全然わからない説明だったじゃない。

これはもう、一つ一つ予算決算委員会でやろうとすると、とんでもない量を予算決算委員会がこなさないかんことになっていってしまうわけ。これをそうやって、そういうやり方はとても、はっきり言って予算決算委員会ではできんと僕は判断した、瞬間に。だから、もう常任委員会でやってもらうしかない、処理してもらう。一々業務内容までのチェックまで。だから、常任委員会でもう内容確認はしてもらうしかないかなあというふうに僕は予算決算委員長としてそう判断をしたんです。

だから、今回ああいう問題が出たので、これをいい機会にして、今後の進め方もあわせて、今後予算決算委員会なりと常任委員会の業務分担のあり方、進め方のあり方というのを再確認はしたいと思うけど、やっても今度は聞くだけになっちゃう、終わっちゃうよね、予算決算委員会で。今局長の言うように。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** 予算審議の一つとして考えたときに、きょうの予算質疑の答弁で、あそこの市民課の部分の予算が賛成できるか賛成できないかという判断をするのに、きょうの質疑で議員が御判断できれば、それはそれでいいと思うんです。

ここ、総務企画委員会にかかると、今度は予算審議とは別の話になるので、予算審議としてどうかということ考えたときに、そこだけなんですよ。

きょうの市民課の説明で市民課の委託業務というのがあったんですけど、それが賛成か反対かということがしっかり御判断できるということであれば、もう予算決算委員会は審議せず、総務企画委員会で別の問題として上げていただければいいとは思いますが、その辺だけがちょっと気にかかりますが。

○**委員長（伊藤 壽君）** 今、局長のほうから説明をいただきましたけど、これを含めて皆様の御意見あればお願いしたいと思います。

○**委員（可児慶志君）** 今回の件については、予算決算委員会の中で総務企画所管の部分というんだから、あしたあさってというのは基本的にないので、17日のときに冒頭にそれを聞いて、それで済ますのはそれでもいいですよ。で、終わっちゃうんだよね、聞いて。間違いなく。それでいいのということをちょっと僕は懸念するところなんだよね。その後、対応もちょっとしようがないんじゃないかなあという気がするんだけど。

それとも、例えばあしたあさってのうちに所管外でやるか。そうすると時間稼ぎができる。もし、何か新たな問題が発覚したときに、対応方法が出てくる。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** ともかく、きょうの説明で内容がはっきり御理解できたかできないかという、そこがまず第一のところ、さっき言った市の臨時職員の話と委託のその辺の話がちょっとわかりにくかったと私は思ったんです。プラス、マイナンバーカードのこ

とで。

それを聞いて、しっかりしたのがまず仮に出たとして、その後はどうしようという話が発生するか発生しないかもちょっとわからないんですけど、まずは聞かないとわからないということを私は思っているんです。

ですので、例えばあしたとかあさっては、とりあえず所管は外れちゃいますが、その最後なりにもう一度来てもらって明確な説明を再度していただくという。その後に、それでもやっぱり違う問題が発生してきましたよということであれば、また総務企画委員会という話になるんですけど、総務企画委員会はもうないので、またそれはそれとして、ちょっとスケジュール的には問題になるとは思いますが。

○委員長（伊藤 壽君） ちょっと、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 31 分

再開 午後 2 時 43 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

戸籍住民登録事業につきましては、予算決算委員会の説明ではまだ不明な点があるということで、総務企画委員会にということで付託といいますか、総務企画委員会へありましたが、ここで今、総務企画委員会では予算決算委員会で所管課の説明を十分していただくということでよろしいですか。予算決算委員会で、戸籍住民登録事業については所管から詳細な説明をいただくということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、済みません、その連絡調整につきまして、事務局のほうはよろしく願います。

以上でこの件は終わりますし、あと 1 点、防災に関して、地域のハザードマップ等をデジタル化して、いつでも見られるようにというような課題があったかと思います。これについては、いかがいたしましょう。

今度、岡崎市へも行政視察、あとこの次に話しますが、ありますが、そういったところでも状況を聞くというのも一つあるかとも思いますし、防災・減災の中に含めて検討してもらうというのも一つあるかとも思います。

○委員（可児慶志君） 予算決算委員会とはちょっと関係なく、今の総務企画委員会のほうで検討を受けてもらって、行政視察をしながら、このウェブサイトにはアップするようなことという提言を総務企画委員会としてやっていくというような方向性でいいかなあというふうに思うんですけどね。

○委員長（伊藤 壽君） ただいまの意見でよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、総務企画委員会で受けて、行政視察を含めて調査研究しまして、ウェブサイト等に上げてもらうというようなことで、ちょっと検討を進めていくというようなことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、防災の件につきましては総務企画委員会で調査検討していくということにいたします。よろしくをお願いします。

では次に、協議事項3番目の行政視察についてでございます。

この件につきましては、平成29年4月19日水曜日、相手先が10時からということで、視察先は岡崎市、日帰りです。市のバスを使っていくということでお願いしたいと思っております。

視察事項としましては、防災への取り組みと総合防災訓練というようなテーマを持って行きたいと思っております。

今ありましたように、地域のハザードマップのデジタル化というような話も含めて、質問事項をそれぞれ委員の皆さんに考えていただきまして、3月28日までに質問事項を事務局のほうへ、できればメールでお願いしたいというふうに思います。それぞれ質問を出していただくようお願いします。

岡崎市ですので、近いですので、十分質疑応答はしていただけるものと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、この件につきまして何かありましたら。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

また詳細につきましては、追って事務局のほうから連絡が行くと思っております。よろしくをお願いします。

この件、何もなければ、以上で本日の総務企画委員会の案件は全て終わりました。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで総務企画委員会を閉会いたします。ありがとうございました。どうも長時間にわたり、ありがとうございました。

閉会 午後2時48分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 3 月 14 日

可児市総務企画委員会委員長